

菊陽町と株式会社熊本県民テレビとの地域活性化に関する
包括連携協定書

菊陽町（以下「甲」という。）と株式会社熊本県民テレビ（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで地域の活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携により、幅広い分野で相互に協力をを行い、それぞれの資源や機能などの活用を図り、地域や世代を超えた交流や町の賑わいを創出し、持続的な地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について情報交換やメディアとしての特性を通じて連携し、協力していくこととする。

- (1) 甲の知名度、ブランド力向上に関すること
- (2) 海外交流、海外情報の提供に関すること
- (3) 地域産業の振興に関すること
- (4) 地域産品の販路拡大に関すること
- (5) 未来につながるまちづくりに関すること
- (6) 次世代の人材育成に関すること
- (7) 安全、安心な暮らしに関すること
- (8) スポーツ、文化振興に関すること
- (9) SDGsに関すること
- (10) その他地域活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項（以下「連携事項」という。）に関する取組を推進するため、適宜協議を行うものとし、取組に係る具体的な内容、実施方法等については、甲、乙合意の上、それぞれ個別に定めるものとする。

（連絡調整及び協議）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じ協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理などを行うものとする。

（協定の範囲）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結により、報道機関としての乙による甲への取材、報道、それらに付随する活動に一切の制限が生じないことをとする。また、甲による乙への優先的な取り扱いがないことも確認する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日前30日までに、甲又は乙からの更新しない旨の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間はもとより、この協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和5年9月22日

甲 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町

菊陽町長

（署名） 吉本 吾利

乙 熊本市中央区大江2丁目1番10号

株式会社熊本県民テレビ

代表取締役社長

（署名） 宗田 英成